

6つのまちの姿 多様な主体や世代が協働して環境保全に取り組むまち

重点分野 環境パートナーシップの推進

重点課題 環境パートナーシップの推進による地域の環境保全活動の促進と地域コミュニティの活性化

■重点目標・指標と達成状況

重点目標・指標	達成状況	指標評価	分野評価
①資源集団回収量： 2013年度までに65,000トン	48,260トン (対前年度：1,576トン増加、対基準値： 少ない)	1	1
②市民植樹参加者数：現状（2009年度 250人（市主催分））より増やすこと。	150人 (対前年度：1,350人減少、対基準年度： 少ない)	なし	
③まちの美化運動等参加者数： 現状（2009年度15,104人（多摩川 美化活動参加者））より増やすこと。	58,394人 (対前年度：8,209人減少、対基準年度： 多い)	2	

市の取組

取組の概要

計画の望ましい環境像を実現していくためには、市内のあらゆる主体に環境への取組が浸透し、自主的な取組が促進されるとともに、各主体が的確な情報と問題意識を共有し、共通の理解や合意を形成して取り組んでいくことが重要となります。

そのためには、各主体が有機的な連携をもって活動できるよう、環境コミュニケーション^{*33}を図りながら、市民、事業者、市による三者のパートナーシップを構築し、各主体の負担と役割に応じた自主的な取組を推進するため、「地域活動組織の自立的発展の支援」をはじめとする次の施策を重点的に取り組みます。

実施状況

●市民・事業者の環境保全に係る自主的な取組の促進

・各種助成金や融資制度等の適切な活用による、環境負荷^{*34}の低減に向けた市民、事業者の自主的な取組の促進

[かわさき市民公益活動助成金]

市内で公益的な活動をしているボランティア・市民活動団体が行う事業に対して資金面から支援し、団体活動の推進と将来の自立・発展を図るため、公益財団法人かわさき市民活動センターより助成金を交付しています。2011年度は環境領域も含め全体で42事業に対し交付しました。

●多様な主体の参加による協働した環境保全活動の推進

・C・C川崎エコ会議等による地球温暖化対策の推進

シンポジウムの開催や国際環境技術展における展示・エコ暮らしツアーの実施など市民・事業者・行政の多様な主体が一体となって地球温暖化対策を推進しました。

*33 環境コミュニケーション：（巻末用語索引参照）

*34 環境負荷：人が環境に与える負荷のこと。単独では環境へ悪影響を及ぼさないが、集積することで悪影響を及ぼすものも含む。

*35 街区公園：主として街区内に居住する者の利用を目的とし、誘致距離の標準を250mとして設置する公園

・ **かわさきエコドライブ推進協議会によるエコドライブの推進**

かわさきエコドライブ推進協議会を1回開催し、エコドライブ宣言、エコドライブに係る取組について報告等を行いました。

・ **市民参加による水辺のクリーン運動及び維持管理の推進**

鶴見川流域クリーンアップ作戦を7回実施しました。

多摩川美化活動(6月5日実施)を、175団体、14,679人の参加のもと行い、一般ごみ、空き缶等約8.28トンの分別収集を行いました。

河川愛護のボランティア活動に、5団体、300人の市民が参加しました。

・ **川崎市自動車公害対策推進協議会による交通環境対策の推進**

川崎市自動車公害対策推進協議会を1回開催し、交通環境対策に係る年次報告等を行いました。

● **公園など地域の身近な場での協働による管理・運営の実施**

・ **街区公園^{*35}等身近な公園の地域住民による維持管理活動の推進**

公園緑地愛護会などを組織し、地域住民による維持管理を行っています。

● **地域における環境保全活動を通じた地域コミュニティ活性化への支援**

・ **緑化の推進等に実践的な活動を行う緑の活動団体への支援**

緑の活動団体登録数が前年度より8件増え215団体となりました。

また、財団法人川崎市公園緑地協会から、163団体に助成金479.5万円を交付しました。

・ **パートナーシップによる市民健康の森^{*36}づくりの推進**

緑の保全と創造及び地域コミュニティの形成を目的とした、「市民健康の森」づくりを、地域住民等のボランティア等により進めています。各区に活動組織が設立され、管理運営を住民が主体的に行っています。

・ **資源集団回収事業(協力団体への奨励金、回収事業者への報償金の交付等)の充実**

資源集団回収事業については、従来から「ごみと資源物の分け方・出し方」等の各種リーフレットによる啓発、生活環境事業所生活環境推進係、廃棄物減量指導員^{*37}による普及啓発及び川崎市資源集団回収事業連絡協議会との連携によって、実施団体の登録や協力世帯の増加を呼びかけると同時に、ホームページによる制度の紹介や、年2回「資源集団回収だより」を発行するなど、回収量の増加に向け、普及啓発の拡充を図っています。

● **環境情報の収集・発信**

・ **情報誌「環境情報」の編集、発行**

環境施策に関連する情報を、月刊情報誌として発行し、区役所など公共施設を中心に配布しています。様々な世代の方に市の取組に関心を持ってもらえるように、環境施策をはじめ、環境関連の講座やイベント等の開催情報も掲載しています。

・ **かわさき多摩川博の開催による多摩川の魅力・情報の発信**

市民・企業・学校・行政のパートナーシップで「多摩川エコミュージアムプラン^{*38}」が推進されています。「多摩川エコミュージアムプラン」は、多摩川を軸としたまちづくりを目指し、市制70周年記念事業を契機として策定されたもので、その情報発信センターとして「ニヶ領せせらぎ館」

*36 **市民健康の森**: 緑の保全と創造及び地域コミュニティの形成を目的に、地域住民等と行政のパートナーシップにより住民が主体的に市民健康の森の管理・運営を行っている。

*37 **廃棄物減量指導員**: (巻末索引用語参照)

*38 **多摩川エコミュージアムプラン**: (巻末索引用語参照)

が位置付けられています。この「ニヶ領せせらぎ館」を中心として、様々な市民活動が展開されており、中枢組織として、NPO 法人多摩川エコミュージアムが設立されました。

「多摩川エコミュージアムプラン」の推進及び「ニヶ領せせらぎ館」の管理運営は、NPO 法人多摩川エコミュージアムと川崎市が協定書を締結し、協働して事業を企画・実施しています。

「多摩川エコミュージアムプラン」推進に資する事業として、多摩川を活かした市民の環境学習、学校教育や水辺の楽校における子どもたちの環境学習や体験活動の支援、せせらぎ館の活動や多摩川エコミュージアムプラン推進に関する情報誌「エコ・たまがわ」の発行、ニヶ領せせらぎ館ホームページの更新などを行っています。

また、2008年1月から大師河原水防センターを拠点とした、市民団体による「多摩川エコミュージアムプラン」の推進活動が始まり、多摩川河口域での環境学習活動や多摩川に関する情報発信拠点としての活動を行っています。

●意見交換や交流の場などを通じた環境情報の共有化の推進

・環境審議会、環境影響評価審議会、自動車公害対策推進協議会、廃棄物減量指導員、ごみ減量推進市民会議への参加

・環境審議会（2011年度：市民代表13人、学識経験者17名）、環境影響評価審議会（2010年度：市民代表7名、学識経験者13名）等、条例により設置された審議会の市民代表として、市民が審議に参加しています。なお、環境審議会の市民代表13名のうち、6名、環境影響評価審議会の市民代表7名のうち2名は市民公募により選任されています。

・川崎市自動車公害対策推進協議会（関係団体6名、関係機関8名、市民代表3名、市職員2名で構成）には、要綱により設置されている組織の関係団体や市民代表として、市民や事業者が参加しています。なお、同協議会は2012年4月から「かわさき自動車環境対策推進協議会」（要綱により設置）に再編されます。

・地域で活動する廃棄物減量指導員（1,840人）等、条例によって設置されている指導員として市民が参加しています。

・川崎市ごみ減量推進市民会議（2006年度：要綱により設置）には、市民活動団体、学識経験者、廃棄物減量指導員のほか、事業者や公募市民（3名）が委員として参加しています。

・環境パートナーシップかわさきには、市民活動団体、廃棄物減量指導員のほか、事業者や公募市民（6名）及び市職員が委員として参加しています。

・年次報告書に対する意見書の提出

2010年度版環境基本計画年次報告書に対する市民意見としては、意見書2通、意見項目数43件が提出されました。いただいた市民意見については市の対応措置をまとめ、意見提出者に回答するとともにホームページで公表し、2011年度版環境基本計画年次報告書の第6章に掲載しました。

・環境・リスクコミュニケーションの調査・検討

環境コミュニケーション、リスクコミュニケーションを促進するため、事業者による自主的な環境情報の公開や地域住民等とのコミュニケーションに関する支援策について検討しています。

2011年度は検討会を3回開催し、今後の方向性や環境情報に関するコミュニケーション事例の提供等の支援策について検討しました。

・「環境パートナーシップかわさき」の会議の場を活かした情報共有化の推進

「環境パートナーシップかわさき」は、市民、事業者及び市の協働による環境についての地域に

おける活動を促進するため、協議組織、相互に交流する機会等に関する支援措置として、環境基本条例第15条第2項に基づく組織で、2001年6月に発足しました。

メンバーは、地域の環境関連活動団体組織により推薦された市民のほか、公募市民（6名）、事業者、市職員の30名以内で構成されています。

2011年9月から第6期の活動として、「大気・公害部会」、「水と緑の保全部会」、「ごみ減量・資源循環部会」、「地球温暖化対策部会」、「環境教育部会」の5部会を設置し、各テーマについて理解を深めるための調査活動を行っています。